令和６年度介護サービス事業者集団指導

｢令和６年度介護報酬改定について｣ナレーション原稿

**介護老人保健施設 編**

**第１スライド**

　｢介護老人保健施設｣の皆様こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成・支援を目的として行っており、いわゆる「監査」とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これから、令和６年度介護報酬改定のうち、主なものについてご説明します。

　それでは、始めます。

**第２～３スライド**

最初に、「介護老人保健施設における医療機関からの患者受入れの促進」です。

入院による要介護者のADLの低下等を防ぐ観点から、特に急性期の医療機関からの受入れを促進するため、初期加算について、地域医療情報連携ネットワーク等のシステムや、急性期病床を持つ医療機関の入退院支援部門を通して、当該施設の空床情報の定期的な情報共有等を行うとともに、入院日から一定期間内に医療機関を退院した者を受け入れた場合について評価する区分を新たに設けるものです。

算定要件等はこの（第３）スライドをご覧ください。詳細は「自主点検表」第５ １３ 「初期加算(Ⅰ)」をご覧ください。

**第４～５スライド**

　次に「介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し」です。

介護老人保健施設における看取りへの対応を充実する観点や在宅復帰・在宅療養支援を行う施設における看取りへの対応を適切に評価する観点から、ターミナルケア加算について、死亡日以前31日以上45日以下の区分の評価を見直し、死亡日の前日及び前々日並びに死亡日の区分への重点化を図るものです。算定要件等はこの（第５）スライドをご覧ください。詳細は「自主点検表」第５ ９「ターミナルケア加算」をご覧ください。

**第６～８スライド**

次に「業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」です。

　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算するものです。

減算される基準はこの(第７)スライドに記載のとおりです。

　なお、この(第８)スライドに記載のとおり、令和７年３月３１日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない経過措置があります。

　詳細は「自主点検表」第５ １基本事項８「業務継続計画未策定減算」をご覧ください。

**第９～１０スライド**

次に「高齢者虐待防止の推進」です。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じてください。これらの措置が講じられていない場合、具体的には、この(第１０)スライドに記載のとおり、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、その結果について従業者に周知徹底を図ること、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に、基本報酬を減算するものです。

詳細は「自主点検表」第５ １基本事項８「高齢者虐待防止措置未実施減算」をご覧ください。

**第１１～１２スライド**

　次に「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進」です。

　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」について、次の（第１２）スライドに記載の算定要件を満たす場合について評価する新たな区分を設けるものです。

　詳細は「自主点検表」 第５ ３２「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」をご覧ください。

**第１３スライド**

　次に「リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し」です。

　これらの一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行います。

　具体的には、記載項目の整理とともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直されます。

詳細は「自主点検表」 第３ １７「栄養管理」、第３ １８「口腔衛生の管理」をご覧ください。

**第１４～１５スライド**

　次に「介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し」です。

　効果的なリハビリテーションを推進する観点から、次の取組を評価する新たな区分を設けます。

ア　原則として入所時及び月１回以上ADL等の評価を行った上で、必要に応じてリハビ

　リテーション実施計画を見直していること。

イ　アにおいて評価したADL等のデータについて、LIFEを用いて提出し、必要に応じて

　提出した情報を活用していることです。

　また、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しが行われます。

　　算定要件等はこの（第１５）スライドに記載のとおりです

　　詳細は「自主点検表」 第５ ３「短期集中リハビリテーション実施加算」をご覧ください。

**第１６スライド**

　次に「介護保険施設における口腔衛生管理の強化」です。

　事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付けるものです。算定要件等は、スライドに記載のとおりです。

　詳細は「自主点検表」 第３ １８「口腔衛生の管理」をご覧ください。

**第１７スライド**

　次に「介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進」です。

　在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅

復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、指標の取得状況等も踏まえ、スライドに記載の見直しを行います。その際、６月の経過措置期間を設けることとします。

　詳細は「自主点検表」 第５ １２「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」をご覧ください。

**第１８スライド**

　次に「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け」です。

　介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものです。その際、３年間の経過措置期間を設けることとされています。

詳細は「自主点検表」第３ ４０「業務の効率化等に係る検討委員会」をご覧ください。

**第１９スライド**

　最後に「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化」です。

　詳細は「自主点検表」第５ ４２「介護職員等処遇改善加算」をご覧ください。

　以上が、令和６年度介護報酬改定における主な事項です。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。